

IX 参考資料

1. 令和2年度 道内都市の採用税率調 (令和2年8月1日現在)

(1) 個人市民税

都市名	個人市民税				
	均等割	所得割	非課税基準		
	税額(円)	税率	生活基準 級地区分	所得割額 (千円)	均等割額 (千円)
札幌市	3,500	標準	1	350(+320)	350(+210)
函館市	3,500	標準	2	350(+320)	320(+190)
小樽市	3,500	標準	2-1	350(+320)	320(+190)
旭川市	3,500	標準	2	350(+320)	320(+190)
室蘭市	3,500	標準	2	350(+320)	320(+190)
釧路市	3,500	標準	2-1	350(+320)	320(+190)
帯広市	3,500	標準	2	350(+320)	320(+190)
北見市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
夕張市	3,500	標準	2-2	350(+320)	320(+190)
岩見沢市	3,500	標準	2	350(+320)	320(+190)
網走市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
留萌市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+168)
苫小牧市	3,500	標準	2	350(+320)	320(+190)
稚内市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
美唄市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
芦別市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
江別市	3,500	標準	1	350(+320)	350(+210)
赤平市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
紋別市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
士別市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
名寄市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
三笠市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+168)
根室市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
千歳市	3,500	標準	2	350(+320)	320(+190)
滝川市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
砂川市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
歌志内市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
深川市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
富良野市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
登別市	3,500	標準	2	350(+320)	320(+190)
恵庭市	3,500	標準	2	350(+320)	320(+190)
伊達市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+168)
北広島市	3,500	標準	2	350(+320)	320(+190)
石狩市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)
北斗市	3,500	標準	3	350(+320)	280(+170)

()内は扶養親族等を有する場合の加算額

※北海道市長会調

(2) 法人市民税

都市名	法人市民税										
	均 等 割									法人税割	
	1号法人 (千円)	2号法人 (千円)	3号法人 (千円)	4号法人 (千円)	5号法人 (千円)	6号法人 (千円)	7号法人 (千円)	8号法人 (千円)	9号法人 (千円)	税率(%)	適用期限
札幌市	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.2	R4.1.31
函館市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
小樽市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
旭川市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
室蘭市	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
釧路市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
帯広市	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.2	
北見市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
夕張市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
岩見沢市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
網走市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
留萌市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
苫小牧市	50	120	130	150	192	480	492	2,100	3,600	8.4	R9.1.31
稚内市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
美唄市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
芦別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
江別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
赤平市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
紋別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
士別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
名寄市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
三笠市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
根室市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
千歳市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
滝川市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
砂川市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
歌志内市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
深川市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
富良野市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
登別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
恵庭市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
伊達市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
北広島市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
石狩市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
北斗市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	

(3) 固定資産税・軽自動車税・鉱産税・入湯税・都市計画税

都市名	固定資産税 税率(%)	軽自動車税 税率(%)	鉱産税 税率(%)	入湯税				都市計画税 税率(%)
				宿泊 税額(円)	日帰り 税額(円)	修学旅行 税額(円)	湯治 税額(円)	
札幌市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	100	60(30)	60(30)	0.3
函館市	1.4	標準	1.2(0.9)	150	150	70	70	0.3
小樽市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	100	—	宿泊・日帰り りに準じる	0.3
旭川市	1.4	標準	—	150	70	—	—	0.3
室蘭市	1.4	標準	—	150	0	—	—	0.3
釧路市	1.4	標準	1.0(0.7)	250	90	70(40)	—	0.3
帯広市	1.4	標準	—	150	50	50(30)	30	0.3
北見市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	50(100)	—	—	0.3
夕張市	1.45	超過(1.2倍)	1.1(0.9)	150	50	—	—	0.3
岩見沢市	1.4	標準	1.1	150	50	—	—	0.3(0.15)
網走市	1.4	標準	1.1(0.8)	150	—	—	—	0.3
留萌市	1.4	標準	—	150	—	—	—	0.3
苫小牧市	1.4	標準	1.0	150	60	—	—	0.3
稚内市	1.4	標準	1.0(0.7)	100	50	—	50	0.3
美唄市	1.45	標準	1.1(0.8)	100	100	100	100	0.3
芦別市	1.45	標準	1.1(0.77)	150	100	—	—	0.3
江別市	1.4	標準	—	150	100	—	—	0.3
赤平市	1.45	標準	1.1	—	50	—	—	0.3
紋別市	1.4	標準	1.2(0.9)	150	—	—	—	0.3
士別市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	70	—	—	0.3
名寄市	1.4	標準	—	—	—	—	—	0.3
三笠市	1.75	標準	1.1(0.7)	150	75	—	45	—
根室市	1.4	標準	—	—	—	—	—	0.3
千歳市	1.4	標準	—	150	50	課税免除	課税免除	0.3
滝川市	1.5	標準	—	—	50	—	—	0.3
砂川市	1.5	標準	1.0	—	—	—	—	0.2
歌志内市	1.7	標準	1.15(0.85)	150	50	—	—	—
深川市	1.4	標準	—	150	70	—	—	0.3
富良野市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	150	150	150	0.3
登別市	1.4	標準	1.0(0.7)	300	50	70 (義務教育は免除)	70	0.3
恵庭市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	100	課税免除	—	0.3
伊達市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	50	80 (日帰り40)	50	0.3
北広島市	1.4	標準	—	150	75	—	50	0.3
石狩市	1.4	標準	1.2(0.9)	150	50	—	—	0.3
北斗市	1.4	標準	1.0	150	50	—	—	—

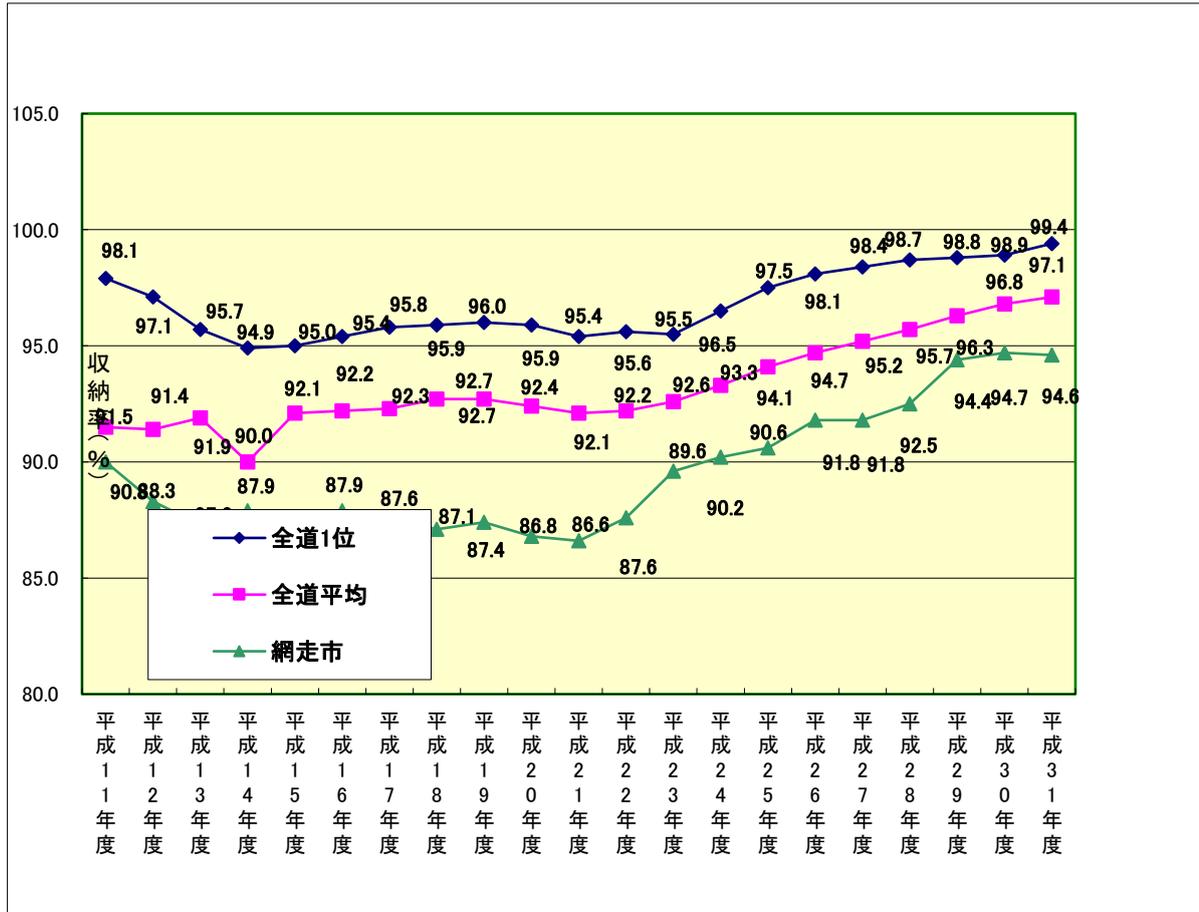
2. 道内都市の市税収納率の推移

※(現年度分+滞納繰越分)

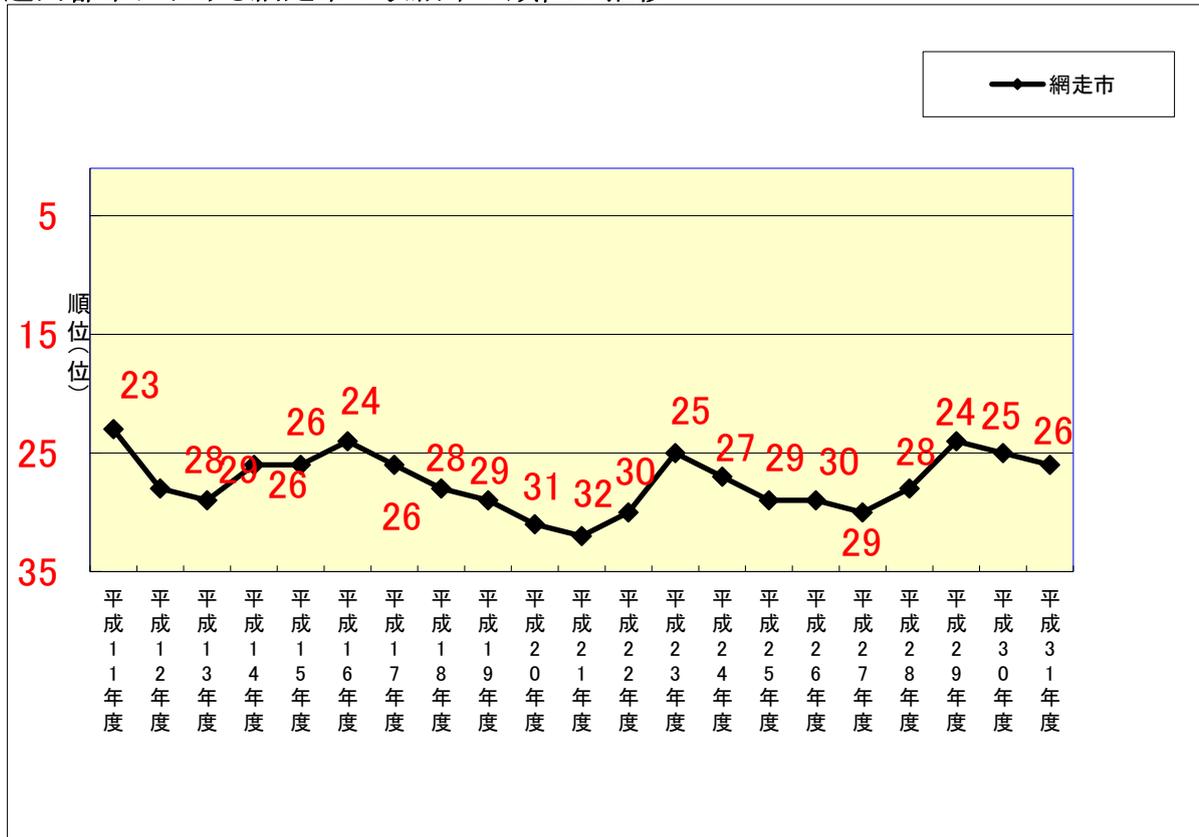
都市名	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	収納率(%)	順位								
札幌市	97.7	2	98.1	3	98.5	2	98.8	2	98.9	2
函館市	94.7	17	95.6	16	96.4	11	96.8	13	96.9	13
小樽市	73.6	35	72.7	35	72.3	35	72.7	35	74.1	35
旭川市	93.0	26	94.6	22	95.0	23	95.6	23	96.1	20
室蘭市	95.5	9	96.1	10	96.5	10	96.9	11	97.6	10
釧路市	90.6	31	90.9	33	92.0	32	92.6	31	93.7	30
帯広市	95.2	16	95.8	12	96.3	14	96.8	13	97.1	11
北見市	95.3	15	95.6	16	95.9	17	96.0	20	96.4	18
夕張市	93.7	23	93.8	25	93.9	26	94.5	26	95.0	25
岩見沢市	93.4	24	94.2	23	95.2	22	96.6	15	97.0	12
網走市	91.8	30	92.5	28	94.4	24	94.7	25	94.6	26
留萌市	94.4	20	94.9	20	95.5	21	95.9	22	96.6	16
苫小牧市	94.4	20	94.8	21	96.3	14	96.5	17	96.6	16
稚内市	92.0	28	92.3	29	93.1	28	93.0	30	93.2	31
美唄市	89.9	33	91.4	31	91.9	33	92.6	31	92.8	32
芦別市	94.7	17	94.2	23	94.1	25	94.5	26	94.4	27
江別市	96.8	4	97.2	5	97.7	4	97.9	6	98.1	7
赤平市	96.3	7	96.5	9	96.9	9	96.9	11	96.7	14
紋別市	93.8	22	95.0	19	95.9	17	96.6	15	96.1	20
士別市	96.4	6	96.6	7	96.4	11	97.8	7	99.4	1
名寄市	98.4	1	98.7	1	98.8	1	98.9	1	98.9	2
三笠市	92.8	27	92.6	27	92.2	29	91.7	33	91.4	33
根室市	95.4	11	95.2	18	96.4	11	97.1	10	95.5	23
千歳市	96.5	5	97.4	4	97.7	4	98.0	4	98.6	4
滝川市	87.9	34	88.6	34	88.9	34	89.1	34	89.7	34
砂川市	97.5	3	98.2	2	98.4	3	98.6	3	98.6	4
歌志内市	93.3	25	93.4	26	93.7	27	95.1	24	95.3	24
深川市	95.4	11	95.8	12	95.7	20	96.0	20	96.2	19
富良野市	95.4	11	95.7	15	95.9	17	96.3	18	96.7	14
登別市	90.2	32	91.2	32	92.2	29	93.4	28	94.1	28
恵庭市	94.5	19	95.9	11	97.0	8	97.6	9	97.9	9
伊達市	96.2	8	96.8	6	97.3	7	97.8	7	98.0	8
北広島市	95.5	9	96.6	7	97.4	6	98.0	4	98.4	6
石狩市	92.0	28	91.9	30	92.1	31	93.4	28	94.0	29
北斗市	95.4	11	95.8	12	96.0	16	96.2	19	96.0	22
全道平均	95.2	—	95.7	—	96.3	—	96.8	—	97.1	—

3. 道内都市の市税収納率等の推移

(1) 道内都市の収納率の推移



(2) 道内都市における網走市の収納率の順位推移



4. 地方税の税率等の推移 - 1 -

区分	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年
市 民 人 税 法 人	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 標準税率 400～800円 制限税率 500～1,000円 所得割 第1課税方式(所得割) 制限税率100分の18 制限税率100分の20 第2課税方式 制限税率100分の20 第3課税方式 制限税率100分の20 賦課期日 8月1日 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 標準税率 400～800円 制限税率 500～1,000円 所得割 第1課税方式(所得割) 制限税率100分の18 制限税率100分の20 第2課税方式 制限税率100分の20 第3課税方式 制限税率100分の20 賦課期日 8月1日 	<ul style="list-style-type: none"> 賦課期日 1月1日 (当該年度の初日の属する年) 	<ul style="list-style-type: none"> 所得割 第1課税方式 賦課制限 課税総所得金額 の100分の10 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 標準税率 200～600円 制限税率 300～800円 所得割 各課税方式に賦課制限 100分の7.5 所得税の税源を譲渡して 道府県民税を創設
	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 1,200～2,400円 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 1,200～2,400円 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割 標準税率 100分の12.5 制限税率 100分の15 		<ul style="list-style-type: none"> 法人税割の創設 標準税率 100分の7.5 制限税率 100分の9.0
固 定 資 産 税	<ul style="list-style-type: none"> 税率 標準税率 100分の1.6% 制限税率 100分の3.0% 免税点 資産の合計が3万円未満 地租、家屋付加税の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 標準税率 100分の1.6% 制限税率 100分の3.0% 免税点 資産の合計が3万円未満 地租、家屋付加税の廃止 		<ul style="list-style-type: none"> 住宅建設促進のため15坪 以下の専用住宅新築に対 し税額を3年間 2分の1に に軽減する 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 標準税率100分の1.5 制限税率100分の2.5 免税点 償却資産 5万円 不動産取引税創設 (道府県民税)
た ば こ 消 費 税	<ul style="list-style-type: none"> 税率 100分の10 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 100分の10 			
電 気 税					
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 自転車荷車税 木材引取税 鉦産税 犬税 広告税 接客人税 ミンシ税 シャウブ勧告に基づく地方税 制度の大改革 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車荷車税 木材引取税 鉦産税 犬税 広告税 接客人税 ミンシ税 シャウブ勧告に基づく地方税 制度の大改革 		<ul style="list-style-type: none"> 広告税の廃止 接客人税の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車税と荷車税を自転 車税に統合 原動機付自転車 500円

4. 地方税の税率等の推移 - 2 -

区分	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年
市 民 人 税	個人	<ul style="list-style-type: none"> 所得割 第1課税方式の税率引下 標準税率 100分の15 制限税率 100分の18 	<ul style="list-style-type: none"> 所得割 第2課税方式及び第3 課税方式について、準 拠税率を法制化した 	<ul style="list-style-type: none"> 所得割 第1課税方式の税率 引上 標準税率 100分の18.5 制限税率 100分の22.0 	<ul style="list-style-type: none"> 所得割 第1課税方式の引上 標準税率 100分の20 制限税率 100分の24 	
	法人	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割 標準税率 100分の8.1 制限税率 100分の9.7 				
固定 資 産 税	<ul style="list-style-type: none"> 税率 標準税率100分の1.4 制限税率100分の2.5 免税点 償却資産 10万円 大規模償却資産に対する 特例並基準年度制限創設 	<ul style="list-style-type: none"> 国有資産等所在市町村 交付制度が創設 公社有資産所在市町村 納付制度が創設 評価替基準年度 		<ul style="list-style-type: none"> 評価基準年度 	<ul style="list-style-type: none"> 制限税率 100分の2.1 免税点 土地 2万円 家屋 3万円 償却資産 15万円 	
た ば こ 消 費 税		<ul style="list-style-type: none"> 税率 100分の9 		<ul style="list-style-type: none"> 税率 100分の11 		
電 気 税						
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 50cc以下 500円 90cc以下 800円 125cc以下 1,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税を創設 制限税率 100分の0.2 	<ul style="list-style-type: none"> 木材引取税引下げ 100分の40 助成交付金の創設 入湯税を目的税化 1人1日 20円 	<ul style="list-style-type: none"> 木材引取税税率引下げ 100分の2 自転車荷車税廃止 原動機付自転車を軽 自動車及び二輪小型 自動車と統合し軽自動 車とした 二輪小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円 		

4. 地方税の税率等の推移 - 3 -

区分	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年
市 民 人 税	<ul style="list-style-type: none"> 所得割 第1課税方式の引上 標準税率 100分の20 制限税率 100分の24 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 9万円 扶養控除 1人目 7万円 2人目以降 3万円 ただし、前年の合計所得金額が、5万円を超える配偶者がある場合 1人目 5万円 所得割 税率の軽減 (38年度から実施) 		<ul style="list-style-type: none"> 準抛税率を標準税率に改め制限税率は標準税率の1.5倍 (40年度から実施) 累進課税の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 非課税範囲の拡大 20万円から22万円 給与所得控除引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 10万円 配偶者控除の新設 8万円 扶養控除 第1人目 6万円 第2人目 4万円 専従者控除 青 10万円 白 6万円 非課税範囲の拡大 24万円 給与所得控除の引上げ 退職所得の課税の特例
	法人		<ul style="list-style-type: none"> 法人税割 資本金1億円以上の製造業を行う分割法人の分割基準改正 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割 100分の8.4 		<ul style="list-style-type: none"> 法人税割 100分の8.9 (経過措置 8.65%)
固定 資 産 税	<ul style="list-style-type: none"> 制限税率 100分の2.1 免税点 土地 2万円 家屋 3万円 償却資産 15万円 			<ul style="list-style-type: none"> 新評価制度に基づく土地の負担調整(39~40) 専住2分の1軽減 対象面積25坪 免税点土地 24,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた 	<ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置 3倍以下 1.1 3倍 超8倍以下 1.2 8倍 超 1.3 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円
た 消 費 税		<ul style="list-style-type: none"> 税率 100分の12 従価制から従量制に変更 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 100分の13.4 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 100分の15 		
電 気 税		<ul style="list-style-type: none"> 税率 100分の9 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 100分の8 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 100分の7 	<ul style="list-style-type: none"> 免税点 400円 	
そ の 他				<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車 四輪のもの 乗用 4,500円 		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税負担調整措置 3倍以下 1.3 3倍 超8倍以下 1.6 8倍 超 1.9

4. 地方税の税率等の推移 -4-

区分	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年
市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> ・専従者控除 <ul style="list-style-type: none"> 青 12万円 白 8万円 ・非課税範囲の拡大 26万円 ・税額控除を所得控除へ移行(43年から適用) ・給与所得控除の引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除 10万円 ・配偶者控除の新設 9万円 ・扶養控除 <ul style="list-style-type: none"> 第1人目 8万円 第2人目 6万円 ・専従者控除 <ul style="list-style-type: none"> 青 17万円 白 11万円 ・非課税範囲の拡大 28万円 ・障害者控除 6万円 ・生命保険料控除 2.5万円 ・共済掛金制度の新設 ・給与所得控除の引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除 12万円 ・配偶者控除 10万円 ・扶養控除 6万円 ・障害者控除 7万円 ・特障害控除 9万円 ・非課税範囲拡大 30万円 ・専従者控除 <ul style="list-style-type: none"> 青 限度額廃止 白 15万円 ・給与所得控除の引上げ ・特別徴収の12回制 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除 13万円 ・配偶者控除 11万円 ・扶養控除 8万円 ・障害者控除 8万円 ・特障害者控除 10万円 ・非課税範囲拡大 32万円 ・譲渡所得の分離課税の特例 ・給与所得控除の引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除 14万円 ・配偶者控除 13万円 ・扶養控除 10万円 ・障害者控除 9万円 ・特障害者控除 11万円 ・非課税範囲拡大 35万円 ・配偶者がいない1人目 11万円 ・給与所得控除の引上げ ・生命保険料控除限度額の引上げ 2.75万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割 <ul style="list-style-type: none"> 資本金1千万円超法人 4,000円 資本金1千万円超以下 2,400円 ・制限税率 5,000円 			<ul style="list-style-type: none"> ・法人税割 100分の9.1 	
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講じられた 		<ul style="list-style-type: none"> ・専用住宅の軽減 <ul style="list-style-type: none"> 対象面積が25坪から30坪に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・負担調整措置 <ul style="list-style-type: none"> 3倍未満 1.1 3倍以上8倍未満 1.2 8倍以上25倍未満 1.3 25倍以上 1.4 	
たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 100分の18.1 				
電気税			<ul style="list-style-type: none"> ・免税点 500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・免税点 600円 	<ul style="list-style-type: none"> ・免税点 700円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・農業所得標準協議会が設置(農業所得の市町村譲渡を目的) 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車及び農耕用特殊自動車に係る月割り課税を廃止 		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税負担調整措置 <ul style="list-style-type: none"> 2倍未満 1.3 2倍以上4倍未満 1.6 4倍以上 1.9 	

4. 地方税の税率等の推移 - 5 -

区分	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年
市 民 税 法 人	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 15万円 配偶者控除 14万円 扶養控除 配偶者がいない1人目 12万円 障害者控除 10万円 特障害者控除 12万円 非課税範囲拡大 38万円 白色専従者控除の引上げ 17万円 給与所得控除の引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 16万円 配偶者控除 15万円 扶養控除 12万円 配偶者がいない1人目 14万円 障害者控除 12万円 特別障害者控除 14万円 老人控除の新設 14万円 非課税範囲拡大 43万円 給与所得控除の引上げ 退職所得控除額の引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 18万円 配偶者控除 18万円 扶養控除 14万円 配偶者がいない1人目 16万円 障害者控除 13万円 特別障害者控除 16万円 老人控除の新設 16万円 寡婦控除 13万円 非課税範囲拡大 50万円 退職所得控除額の引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 19万円 配偶者控除 19万円 扶養控除 17万円 配偶者がいない1人目 19万円 障害者控除 16万円 特別障害者控除 19万円 老人控除の新設 19万円 寡婦控除 16万円 非課税範囲拡大 60万円 退職所得控除額の引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 標準課税 700～1,700円 制限課税1,000～2,200円 非課税範囲拡大 70万円 白色専従者控除の引上げ 40万円
			<ul style="list-style-type: none"> 均等割 標準税率 100分の12.1 制限税率 100分の14.5 		<ul style="list-style-type: none"> 均等割の引上げ 1号～40千円 2号～20千円 3号～12千円
固定 資 産 税		<ul style="list-style-type: none"> 住宅用地に対する課税 標準の特例 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模住宅用地(200㎡) に対する課税標準の特例 		<ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置 1.3倍以下 1.1 1.3倍超1.7倍以下 1.2 1.7倍超 1.3
た ば こ 消 費 税					
電 気 税	<ul style="list-style-type: none"> 免税点 800円 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 100分の6 免税点 1,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> 免税点 1,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 100分の5 免税点 2,000万円 	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税の改正 (昭和47.4.1) 標準税率 40円 	<ul style="list-style-type: none"> 特別土地保有税の創設 保有分 100分の1.4 取得分 100分の3.0 都市計画税の評価額課税 		<ul style="list-style-type: none"> 入湯税 100円/1人1日 	<ul style="list-style-type: none"> 1)原動機付自転車 50cc～ 650円 50cc～90cc 1,000円 90cc超 1,300円 2)軽自動車及び小型特殊自動車 営業用 5,200円 二輪 2,000円 四輪乗用 自家用 5,900円 貨物 営業用 2,900円 三輪 2,600円 3)二輪の小型自動車 3,300円

4. 地方税の税率等の推移 -6-

区分	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年
市 民 人 税 法 人	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 20万円 配偶者控除 20万円 扶養控除 19万円 障害者控除 18万円 特障害控除 18万円 非課税範囲拡大 80万円 配偶者がいない1人目 20万円 老人控除 20万円 	<ul style="list-style-type: none"> 老人控除 21万円 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 21万円 配偶者控除 21万円 扶養控除 20万円 配偶者がいない1人目 21万円 障害者控除 19万円 特障害者控除 21万円 老人控除 21万円 寡婦控除 19万円 老年者控除 21万円 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 標準課税1,000～2,000円 制限課税1,400～2,600円 基礎控除 22万円 配偶者控除 22万円 扶養控除 22万円 老人扶養控除 同居老親 26万円 同居老親以外 23万円 障害者控除 21万円 特障害者控除 23万円 高齢者控除 21万円 寡婦控除 21万円 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者控除 老人控除対象配偶者 23万円 上記以外の配偶者 22万円 寡婦控除 21万円
	<ul style="list-style-type: none"> 均等割の引上げ 1号～134千円 2号～ 40千円 3号～ 13千円 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割の改正及び引上げ 1号 1,000千円 2号 560千円 3号 134千円 4号 40千円 5号 13千円 			<ul style="list-style-type: none"> 法人税割の税率引上げ
固定資産税			<ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置 宅地 1.3倍以下 1.1 1.3倍超1.7倍以下 1.2 1.7倍超 1.3 農地 1.15倍以下 1.05 1.15倍超1.3倍以下 1.1 1.3倍超 1.2 		
たばこ消費税					
電気税	<ul style="list-style-type: none"> 免税点 2,400円 	<ul style="list-style-type: none"> 特別土地保有税審議会の設置 		<ul style="list-style-type: none"> 免税点 3,600円 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税制限税率引上 100分の0.3% 	<ul style="list-style-type: none"> 1)原動機付自転車 50cc～ 700円 50cc～90cc 1,100円 90cc超 1,450円 2)軽自動車及び小型特殊自動車 二輪 2,200円 四輪乗用営業用 5,200円 四輪乗用自家用 6,500円 貨物営業用 2,900円 貨物自家用 3,650円 三輪 2,850円 3)二輪の小型自動車 3,650円 		<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税の月割課税廃止

4. 地方税の税率等の推移 - 7 -

区分	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年
市 民 人 税	<ul style="list-style-type: none"> 所得割 みなし法人所得 みなし法人税額相当 所得税額の12.3% 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者控除 老人控除対象配偶者 同居特別障害者の配偶者 同居特別障害者の配偶者 上記以外の配偶者 扶養控除 同居特別障害者 同居特別障害者 上記以外の者 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 26万円 配偶者控除 老人控除対象配偶者 27万円 同居特別障害者の配偶者 30万円 上記以外の配偶者 36万円 扶養控除 同居特別障害者 26万円 同居特別障害者 26万円 上記以外の者 26万円 老人扶養控除 同居老親 31万円 同居老親以外 27万円 障害者控除 24万円 特別障害者控除 26万円 寡婦控除 24万円 寡夫控除 24万円 勤労学生控除 24万円 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 標準課税 1,500～2,500円 制限課税 2,000～3,200円
	<ul style="list-style-type: none"> 均等割の改正及び引上げ 1号 150万円 4号 10万円 2号 100万円 5号 8万円 3号 27万円 6号 2.7万円 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割の改正及び引上げ 1号 3,600千円 2号 2,100千円 3号 480千円 4号 180千円 5号 144千円 6号 48千円 		
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置 宅地 1.3倍以下 1.1 1.3倍～1.5倍 1.15 1.5倍～1.7倍 1.2 1.7倍～1.9倍 1.3 1.9倍超 			<ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置 宅地 農地 1.3倍以下 1.1 1.15倍以下 1.05 1.3倍超1.5倍以下 1.15 1.15倍超1.3倍以下 1.1 1.5倍超1.7倍以下 1.2 1.3倍超1.5倍以下 1.15 1.7倍超1.9倍以下 1.25 1.5倍超 1.2 1.9倍超
たばこ消費税				<ul style="list-style-type: none"> 従価割 100分の14.3 従量割 1、000本につき350円
電気税				
その他			<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税 1)原動機付自転車 50cc～ 1,000円 50cc～90cc 1,200円 90cc超 1,600円 2)軽自動車及び小型特殊自動車 四輪乗用 営業用 5,500円 自家用 5,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 二輪 2,400円 三輪 3,100円 3)二輪の小型自動車 4,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税 ミニカーの新設 2,500円

4. 地方税の税率等の推移 - 8 -

区分	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年度
市民税	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者控除 同居特別障害者の配偶者 34万円 扶養控除 同居特別障害者 34万円 		<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 28万円 配偶者控除 老人控除対象配偶者 29万円 同居特別障害者の配偶者 36万円 上記以外の配偶者 28万円 扶養控除 同居特別障害者 36万円 上記以外の者 28万円 老人扶養控除 同居老親 33万円 同居老親以外 29万円 配偶者特別控除 配偶者の所得に応じ14万円まで 所得割 税率 3%～ 12%(7段階) 所得の賦課制度の廃止 白色申告者の配偶者に係る事業専従者控除額 60万円 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割が非課税となる場合の世帯員等の数に乗ずる金額 26万円 所得割の非課税限度額の改正 320,000円×(本人・控配・扶養人員の合計数)+90,000円以下 (ただし、単身者については、320,000円以下) 所得割税率 120万円以下 3% 120万円超 8% 500万円超 11% 有価証券譲渡益課税制度の創設 H2.4.1施行 資産所得の合算課税制度の廃止 H2.4.1施行
	税法			
固定資産税			<ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置 宅地 農地 1.15倍以下 1.05 1.075倍以下 1.025 1.15倍超1.3倍以下 1.1 1.075倍超1.15倍以下 1.05 1.3倍超1.5倍以下 1.15 1.15倍超1.3倍以下 1.1 1.5倍超1.7倍以下 1.2 1.3倍超1.5倍以下 1.15 1.7倍超1.9倍以下 1.25 1.5倍超 1.2 1.9倍超 専用住宅の軽減対象面積が40m²以上200m²以下に改正 国有資産等所在市町村交付金法 (法の題名改正及び一部改正) 	<ul style="list-style-type: none"> 低開発地域工業促進のための固定資産税の減免に関する条例の一部改正、期間の延長 26年→28年(課税免除適用期間H元.1021～H3.10.20) 低開発地域工業促進のための固定資産税の減免に関する条例の一部改正 (取得価格19,000千円→21,000千円) 日本国有鉄道改革法の施行に伴い給付金制度が廃止され、全面的に固定資産税体系に移行
たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> 従価割 100分の14.3 (課税標準から10%控除) 従量割 			<ul style="list-style-type: none"> 名称をたばこ税に改める 税率 1,000本につき、1,997円(旧3級品は、1,000本につき948円)
電気税				<ul style="list-style-type: none"> 廃止
その他			<ul style="list-style-type: none"> 端数計算の基準額 地方税の確定額の端数(100円未満)切り捨て 延滞金・加算金・還付加算金の確定金額の全額が1,000円未満のときは切り捨て 2以上の納期に分割する場合の納期ごとの端数又はその分割金額は、1,000円未満につき最初の納期に合算 特別徴収の市民税については、100円未満を最初の納期に合算 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税 平成2年排出ガス規制適合車の税率を平成元年度及び平成2年度に限り、昭和59年度改正前の税率を適用 電気自動車にかかる軽減税率の特例措置を平成2年度まで延長 ガス税の廃止 木材取引税の廃止 特別土地保有税 非課税措置を創設(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の適用を受ける土地等) 都市計画税 課税標準の特例措置の延長(倉庫業法の適用を受ける倉庫等)

4. 地方税の税率等の推移 - 9 -

区分		平成2年度	平成3年度																																																																																																																																						
市 個	民 人	<ul style="list-style-type: none"> 均等割が非課税となる場合の世帯員数に乗ずる金額 28万円 所得割の非課税限度額の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税限度額の改正 280,000円×(本人・控配・扶養人員の合計数)+40,000円以下 (ただし単身者については、280,000円以下) 所得割の非課税限度額の改正 340,000円×(本人・控配・扶養人員の合計数)+150,000円以下 (ただし単身者については、340,000円以下) 所得税率 <table border="0"> <tr> <td>160万以下の金額</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>160万円を超える金額</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>550万円を超える金額</td> <td>12%</td> </tr> </table> 	160万以下の金額	3%	160万円を超える金額	8%	550万円を超える金額	12%																																																																																																																																
		160万以下の金額	3%																																																																																																																																						
		160万円を超える金額	8%																																																																																																																																						
		550万円を超える金額	12%																																																																																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">控 除 の 種 類</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">基礎 控 除</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">配偶者控除</td> <td colspan="2">一般の控除対象者配偶者</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">老人控除対象者配偶者</td> <td>350,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">同居特別障害者である控除対象配偶者</td> <td>一般の控除対象配偶者</td> <td>510,000</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>560,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">扶養控除</td> <td colspan="2">一般の扶養親族</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定の扶養親族</td> <td>350,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td>同居老親等以外の者</td> <td>350,000</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>420,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">同居特別障害者である扶養親族</td> <td>一般の扶養親族</td> <td>510,000</td> </tr> <tr> <td>特別扶養親族</td> <td>560,000</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外扶養親族</td> <td>560,000</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>630,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者控除</td> <td colspan="2">一般の障害者</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別障害者</td> <td>280,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">老 齢 者 控 除</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寡婦控除</td> <td colspan="2">一般の寡婦</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別の寡婦</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">寡 夫 控 除</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">勤 労 学 生 控 除</td> <td>260,000</td> </tr> </tbody> </table>	控 除 の 種 類			控除額(円)	基礎 控 除			300,000	配偶者控除	一般の控除対象者配偶者		300,000	老人控除対象者配偶者		350,000	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	510,000	老人控除対象配偶者	560,000	扶養控除	一般の扶養親族		300,000	特定の扶養親族		350,000	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000	同居老親等	420,000	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000	特別扶養親族	560,000	同居老親等以外扶養親族	560,000	同居老親等	630,000	障害者控除	一般の障害者		260,000	特別障害者		280,000	老 齢 者 控 除			480,000	寡婦控除	一般の寡婦		260,000	特別の寡婦		300,000	寡 夫 控 除			260,000	勤 労 学 生 控 除			260,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">控 除 の 種 類</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">基礎 控 除</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">配偶者控除</td> <td colspan="2">一般の控除対象者配偶者</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">老人控除対象者配偶者</td> <td>350,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">同居特別障害者である控除対象配偶者</td> <td>一般の控除対象配偶者</td> <td>510,000</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>560,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">扶養控除</td> <td colspan="2">一般の扶養親族</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定の扶養親族</td> <td>350,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td>同居老親等以外の者</td> <td>350,000</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>420,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">同居特別障害者である扶養親族</td> <td>一般の扶養親族</td> <td>510,000</td> </tr> <tr> <td>特別扶養親族</td> <td>560,000</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外扶養親族</td> <td>560,000</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>630,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者控除</td> <td colspan="2">一般の障害者</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別障害者</td> <td>280,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">老 齢 者 控 除</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寡婦控除</td> <td colspan="2">一般の寡婦</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別の寡婦</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">寡 夫 控 除</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">勤 労 学 生 控 除</td> <td>260,000</td> </tr> </tbody> </table>	控 除 の 種 類			控除額(円)	基礎 控 除			300,000	配偶者控除	一般の控除対象者配偶者		300,000	老人控除対象者配偶者		350,000	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	510,000	老人控除対象配偶者	560,000	扶養控除	一般の扶養親族		300,000	特定の扶養親族		350,000	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000	同居老親等	420,000	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000	特別扶養親族	560,000	同居老親等以外扶養親族	560,000	同居老親等	630,000	障害者控除	一般の障害者		260,000	特別障害者		280,000	老 齢 者 控 除			480,000	寡婦控除	一般の寡婦		260,000	特別の寡婦		300,000	寡 夫 控 除			260,000	勤 労 学 生 控 除			260,000
		控 除 の 種 類			控除額(円)																																																																																																																																				
		基礎 控 除			300,000																																																																																																																																				
		配偶者控除	一般の控除対象者配偶者		300,000																																																																																																																																				
			老人控除対象者配偶者		350,000																																																																																																																																				
			同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	510,000																																																																																																																																				
老人控除対象配偶者	560,000																																																																																																																																								
扶養控除	一般の扶養親族		300,000																																																																																																																																						
	特定の扶養親族		350,000																																																																																																																																						
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000																																																																																																																																						
		同居老親等	420,000																																																																																																																																						
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000																																																																																																																																						
		特別扶養親族	560,000																																																																																																																																						
		同居老親等以外扶養親族	560,000																																																																																																																																						
		同居老親等	630,000																																																																																																																																						
障害者控除	一般の障害者		260,000																																																																																																																																						
	特別障害者		280,000																																																																																																																																						
老 齢 者 控 除			480,000																																																																																																																																						
寡婦控除	一般の寡婦		260,000																																																																																																																																						
	特別の寡婦		300,000																																																																																																																																						
寡 夫 控 除			260,000																																																																																																																																						
勤 労 学 生 控 除			260,000																																																																																																																																						
控 除 の 種 類			控除額(円)																																																																																																																																						
基礎 控 除			300,000																																																																																																																																						
配偶者控除	一般の控除対象者配偶者		300,000																																																																																																																																						
	老人控除対象者配偶者		350,000																																																																																																																																						
	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	510,000																																																																																																																																						
		老人控除対象配偶者	560,000																																																																																																																																						
扶養控除	一般の扶養親族		300,000																																																																																																																																						
	特定の扶養親族		350,000																																																																																																																																						
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000																																																																																																																																						
		同居老親等	420,000																																																																																																																																						
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000																																																																																																																																						
		特別扶養親族	560,000																																																																																																																																						
		同居老親等以外扶養親族	560,000																																																																																																																																						
		同居老親等	630,000																																																																																																																																						
障害者控除	一般の障害者		260,000																																																																																																																																						
	特別障害者		280,000																																																																																																																																						
老 齢 者 控 除			480,000																																																																																																																																						
寡婦控除	一般の寡婦		260,000																																																																																																																																						
	特別の寡婦		300,000																																																																																																																																						
寡 夫 控 除			260,000																																																																																																																																						
勤 労 学 生 控 除			260,000																																																																																																																																						
固 定 資 産 税		<ul style="list-style-type: none"> 免税点 <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150万円</td> </tr> </table> 	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円																																																																																																																																	
土地	30万円																																																																																																																																								
家屋	20万円																																																																																																																																								
償却資産	150万円																																																																																																																																								
そ の 他																																																																																																																																									

4. 地方税の税率等の推移 - 10 -

区分	平成4年度	平成5年度	平成6年度																																					
市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税限度額の改正 280,000円×A+70,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) (70,000円は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算) 所得割の非課税限度額の改正 340,000円×A+190,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) (190,000円は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算) 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税限度額の改正 280,000円×A+110,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) (110,000円は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算) 所得割の非課税限度額の改正 340,000円×A+250,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) (250,000円は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算) 特別減税の実施 H6.4.1施行 (平成6年度分の所得割に限る) 均等割の非課税限度額の改正 H6.4.1施行 280,000円×A+150,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) 所得割の非課税限度額の改正 H6.4.1施行 340,000円×A+300,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) 	<ul style="list-style-type: none"> 法人市民税均等割の変更 H6.4.22施行 <table border="1"> <tr><td>1号法人</td><td>3,600,000 円</td></tr> <tr><td>2号法人</td><td>2,100,000 円</td></tr> <tr><td>3号法人</td><td>492,000 円</td></tr> <tr><td>4号法人</td><td>480,000 円</td></tr> <tr><td>5号法人</td><td>192,000 円</td></tr> <tr><td>6号法人</td><td>180,000 円</td></tr> <tr><td>7号法人</td><td>156,000 円</td></tr> <tr><td>8号法人</td><td>144,000 円</td></tr> <tr><td>9号法人</td><td>60,000 円</td></tr> </table>	1号法人	3,600,000 円	2号法人	2,100,000 円	3号法人	492,000 円	4号法人	480,000 円	5号法人	192,000 円	6号法人	180,000 円	7号法人	156,000 円	8号法人	144,000 円	9号法人	60,000 円																			
	1号法人	3,600,000 円																																						
2号法人	2,100,000 円																																							
3号法人	492,000 円																																							
4号法人	480,000 円																																							
5号法人	192,000 円																																							
6号法人	180,000 円																																							
7号法人	156,000 円																																							
8号法人	144,000 円																																							
9号法人	60,000 円																																							
法人	<ul style="list-style-type: none"> 地縁団体による団体の法人市民税減免規定創設 																																							
固定資産税			<ul style="list-style-type: none"> 新築住宅の軽減措置の改正 (H5.1.2～H7.1.1新築分) 軽減対象面積 100m²～120m²(平成6年～8年) 住宅用地の特例率の拡大 住宅用地 1/2 → 1/3 小規模住宅用地 1/4 → 1/6 評価上昇割合の高い宅地に係る特例措置の導入 上昇率が1.8倍を超え4倍以下 価格の3/4 4倍を超え7.5倍以下 価格の2/3 7.5倍を超えるもの 価格の1/2 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途の区分</th> <th>上昇率の区分</th> <th>負担調整率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1. 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。)</td> <td>1.8倍以下のもの</td> <td>1.050</td> </tr> <tr> <td>1.8倍を超え、2.4倍以下のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>2.4倍を超え、3.0倍以下のもの</td> <td>1.100</td> </tr> <tr> <td>3.0倍を超え、5.0倍以下のもの</td> <td>1.150</td> </tr> <tr> <td>5.0倍を超えるもの</td> <td>1.200</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 非住宅用地 (住宅用地以外の宅地をいう)</td> <td>1.8倍以下のもの</td> <td>1.050</td> </tr> <tr> <td>1.8倍を超え、2.4倍以下のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>2.4倍を超え、3.0倍以下のもの</td> <td>1.100</td> </tr> <tr> <td>3.0倍を超え、5.0倍以下のもの</td> <td>1.150</td> </tr> <tr> <td>5.0倍を超え、9.0倍以下のもの</td> <td>1.200</td> </tr> <tr> <td>9.0倍を超えるもの</td> <td>1.250</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法の改正 信用金庫等の事務所・倉庫について非課税規定が廃止され、課税標準の1/2が課税 ただし、経過措置が講じられ、特例率が平成13年度まで適用 <table border="1"> <tr><td>平成 6・7年度</td><td>1/10</td></tr> <tr><td>平成 8・9年度</td><td>2/10</td></tr> <tr><td>平成10・11年度</td><td>3/10</td></tr> <tr><td>平成12・13年度</td><td>4/10</td></tr> <tr><td>平成14年度以降</td><td>5/10</td></tr> </table>	用途の区分	上昇率の区分	負担調整率 (%)	1. 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。)	1.8倍以下のもの	1.050	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.100	3.0倍を超え、5.0倍以下のもの	1.150	5.0倍を超えるもの	1.200	2. 非住宅用地 (住宅用地以外の宅地をいう)	1.8倍以下のもの	1.050	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.100	3.0倍を超え、5.0倍以下のもの	1.150	5.0倍を超え、9.0倍以下のもの	1.200	9.0倍を超えるもの	1.250	平成 6・7年度	1/10	平成 8・9年度	2/10	平成10・11年度	3/10	平成12・13年度	4/10	平成14年度以降	5/10
用途の区分	上昇率の区分	負担調整率 (%)																																						
1. 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。)	1.8倍以下のもの	1.050																																						
	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075																																						
	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.100																																						
	3.0倍を超え、5.0倍以下のもの	1.150																																						
	5.0倍を超えるもの	1.200																																						
2. 非住宅用地 (住宅用地以外の宅地をいう)	1.8倍以下のもの	1.050																																						
	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075																																						
	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.100																																						
	3.0倍を超え、5.0倍以下のもの	1.150																																						
	5.0倍を超え、9.0倍以下のもの	1.200																																						
9.0倍を超えるもの	1.250																																							
平成 6・7年度	1/10																																							
平成 8・9年度	2/10																																							
平成10・11年度	3/10																																							
平成12・13年度	4/10																																							
平成14年度以降	5/10																																							

4. 地方税の税率等の推移 - 11 -

区分	平成7年度	平成8年度	平成9年度																																																								
市 民 税 人	<ul style="list-style-type: none"> 所得割税率 200万円以下の金額 3% 700万円以下の金額 8% 700万円超の金額 11% <table border="1"> <tr> <th colspan="2">控除の種類</th> <th>控除額(円)</th> </tr> <tr> <td colspan="2">基礎控除</td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">配偶者控除</td> <td>一般の控除対象者配偶者</td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象者配偶者</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">同居特別障害者である控除対象配偶者</td> <td>一般の控除対象配偶者</td> <td>540,000</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>590,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">扶養控除</td> <td colspan="2">一般の扶養親族</td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定の扶養親族</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td>同居老親等以外の者</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>450,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">同居特別障害者である扶養親族</td> <td>一般の扶養親族</td> <td>540,000</td> </tr> <tr> <td>特別扶養親族</td> <td>620,000</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外扶養親族</td> <td>590,000</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>660,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者控除</td> <td>一般の障害者</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>280,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年齢者控除</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寡婦控除</td> <td>一般の寡婦</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td>特別の寡婦</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">寡夫控除</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤労学生控除</td> <td>260,000</td> </tr> </table>	控除の種類		控除額(円)	基礎控除		330,000	配偶者控除	一般の控除対象者配偶者	330,000	老人控除対象者配偶者	380,000	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	540,000	老人控除対象配偶者	590,000	扶養控除	一般の扶養親族		330,000	特定の扶養親族		410,000	老人扶養親族	同居老親等以外の者	380,000	同居老親等	450,000	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	540,000	特別扶養親族	620,000	同居老親等以外扶養親族	590,000	同居老親等	660,000	障害者控除	一般の障害者	260,000	特別障害者	280,000	年齢者控除		480,000	寡婦控除	一般の寡婦	260,000	特別の寡婦	300,000	寡夫控除		260,000	勤労学生控除		260,000	<ul style="list-style-type: none"> 扶養親族、控除対象配偶者等の所得要件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額 38万円以下 白色事業専従者控除額の引上げ <ul style="list-style-type: none"> 配偶者 86万円以下 配偶者以外 50万円以下 長期譲渡所得に係る税率の引上げ <ul style="list-style-type: none"> 課税標準額 4,000万円以下 5.5% 課税標準額 4,000万円超 6.0% 給与所得控除額の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税における税源移譲に伴い、課税標準額が700万円を超える所得割税率改正(道府県と市町村間の税率配分の見直し) <ul style="list-style-type: none"> 現行 100分の11 →改正 100分の12 課税短期譲渡所得金額に適用される税率の改正 <ul style="list-style-type: none"> 現行 100分の8 →改正 100分の9 超短期所有土地の譲渡に係る、課税事業所等の金額に適用される税率の改正及び適用年限の5年間延長 <ul style="list-style-type: none"> 現行 100分の11 →改正 100分の12 個人住民税の特別減税の廃止
	控除の種類		控除額(円)																																																								
	基礎控除		330,000																																																								
	配偶者控除	一般の控除対象者配偶者	330,000																																																								
		老人控除対象者配偶者	380,000																																																								
		同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	540,000																																																							
			老人控除対象配偶者	590,000																																																							
	扶養控除	一般の扶養親族		330,000																																																							
		特定の扶養親族		410,000																																																							
		老人扶養親族	同居老親等以外の者	380,000																																																							
			同居老親等	450,000																																																							
		同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	540,000																																																							
			特別扶養親族	620,000																																																							
			同居老親等以外扶養親族	590,000																																																							
	同居老親等		660,000																																																								
障害者控除	一般の障害者	260,000																																																									
	特別障害者	280,000																																																									
年齢者控除		480,000																																																									
寡婦控除	一般の寡婦	260,000																																																									
	特別の寡婦	300,000																																																									
寡夫控除		260,000																																																									
勤労学生控除		260,000																																																									
固 定 資 産 税		<ul style="list-style-type: none"> 平成8年度について地価動向等による緊急的な税負担の緩和(負担調整率の緩和) <table border="1"> <tr> <th>現行(%)</th> <th>平成8年度(%)</th> </tr> <tr> <td>1.05</td> <td>→ 1.025</td> </tr> <tr> <td>1.075</td> <td>→ 1.05</td> </tr> <tr> <td>1.1</td> <td>→ 1.075</td> </tr> <tr> <td>1.15</td> <td>→ 1.1</td> </tr> <tr> <td>1.2</td> <td>→ 1.15</td> </tr> <tr> <td>1.25</td> <td>→ 1.2</td> </tr> </table>	現行(%)	平成8年度(%)	1.05	→ 1.025	1.075	→ 1.05	1.1	→ 1.075	1.15	→ 1.1	1.2	→ 1.15	1.25	→ 1.2	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の措置年度における価格の修正措置 <ul style="list-style-type: none"> 地価下落に対応し、標準年度の価格を基に修正できる 宅地等及び農地に対する固定資産税の課税標準額の特例 <ul style="list-style-type: none"> 宅地等の課税標準額は、負担水準の区分に応じ負担調整率を適用 住宅用地の内、負担水準が80%以上の土地は税額を据置き、商業地等の宅地の内、負担水準が80%を超える土地は負担水準が60% 80%未満の土地は据置く 農地は、負担水準に応じたなだらかな負担調整措置を講ずるとともに、従来の最高負担調整率1.15を1.10に引下げる <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅用地</th> <th colspan="2">商業地等の宅地</th> <th colspan="2">農地</th> </tr> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40~80%</td> <td>1.025</td> <td>40~60%</td> <td>1.025</td> <td>90%</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>30~40%</td> <td>1.05</td> <td>30~40%</td> <td>1.05</td> <td>80~90%</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>20~30%</td> <td>1.075</td> <td>20~30%</td> <td>1.075</td> <td>70~80%</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>10~20%</td> <td>1.10</td> <td>10~20%</td> <td>1.10</td> <td>~70%</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>~10%</td> <td>1.15</td> <td>~10%</td> <td>1.15</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 価格が著しく下落した土地に対する固定資産税の特例 <ul style="list-style-type: none"> 負担水準が全国平均(商業地等は、0.45、小規模住宅用地は0.55その他の宅地評価土地は0.5)以上で、かつ平成8年度評価額に対する新評価額の下落率が全国平均(△25%)以上である土地は、その税額を据え置く。 	住宅用地		商業地等の宅地		農地		負担水準	負担調整率	負担水準	負担調整率	負担水準	負担調整率	40~80%	1.025	40~60%	1.025	90%	1.025	30~40%	1.05	30~40%	1.05	80~90%	1.05	20~30%	1.075	20~30%	1.075	70~80%	1.075	10~20%	1.10	10~20%	1.10	~70%	1.10	~10%	1.15	~10%	1.15		
現行(%)	平成8年度(%)																																																										
1.05	→ 1.025																																																										
1.075	→ 1.05																																																										
1.1	→ 1.075																																																										
1.15	→ 1.1																																																										
1.2	→ 1.15																																																										
1.25	→ 1.2																																																										
住宅用地		商業地等の宅地		農地																																																							
負担水準	負担調整率	負担水準	負担調整率	負担水準	負担調整率																																																						
40~80%	1.025	40~60%	1.025	90%	1.025																																																						
30~40%	1.05	30~40%	1.05	80~90%	1.05																																																						
20~30%	1.075	20~30%	1.075	70~80%	1.075																																																						
10~20%	1.10	10~20%	1.10	~70%	1.10																																																						
~10%	1.15	~10%	1.15																																																								
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税 <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税と同様な負担調整率の緩和の実施(平成8年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法規則の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 小型特殊自動車における農耕用作業車の範囲拡大 軽自動車税の減免対象者の追加 <ul style="list-style-type: none"> 「身体障害者等(単身生活者に限る)を常時介護する者の運転する軽自動車等」を追加 市たばこ税における税源移譲による税率改正(道府県と市町村間の配分見直し) <ul style="list-style-type: none"> 現行 改正後 1,997円 → 2,434円 (1,000本につき) 948円 → 1,155円 (旧3級紙1,000本につき) 都市計画税 <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税と同様の措置を行う 																																																								

4. 地方税の税率等の推移 - 12 -

区分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度														
市 民 人 税 法 人	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税限度額の引上げ (条例第20条第2項、第37条の3) 現行 改正 均等割非課税限度額の引上げ 28万円 → 29万円 所得割非課税限度額の引上げ 34万円 → 35万円 ・特別減税、追加特別減税の実施 ・特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税課税標準特例措置の改正 所得割課税標準算定根拠のうち「租特法第41条の5」に規定する譲渡損失の繰越控除制度の適用 所得割課税標準算定根拠のうち「租特法第41条の5」に規定する譲渡損失の繰越控除制度の適用を平成11年度以降書く年度について適用しないこととした ・最高税率の引下げ 個人住民税所得割税率のうち課税標準700万円超の税率を現行12%を10%に改正 ・非課税限度額の引上げ 個人住民税所得割税率の非課税限度額に加算される額を現行30万円を31万円に改正 ・居住用財産の買い換えの譲渡損失繰越控除制度の創設(所有5年超の居住財産) ・定率減税の実施 個人住民税所得割額の15%を控除(控除限度4万円) ・個人の土地等の譲渡に係る改正 長期譲渡所得の時限的措置として、平成10年1月1日から12年12月31日までの譲渡に係る所得に対し税率の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分</td> <td>4.0%</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>特別控除後の譲渡益4,000万円～6,000万円以下の部分</td> <td>5.5%</td> <td rowspan="2">5.5%</td> </tr> <tr> <td>特別控除後の譲渡益6,000万円～8,000万円以下の部分</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>特別控除後の譲渡益8,000万円超の部分</td> <td>6.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 個人の超短期(2年以下)の譲渡益課税に対する分離課税制度の廃止 (平成9年12月31日までの譲渡をもって廃止) 	区 分	改正前	改正後	特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分	4.0%	4.0%	特別控除後の譲渡益4,000万円～6,000万円以下の部分	5.5%	5.5%	特別控除後の譲渡益6,000万円～8,000万円以下の部分	6.0%	特別控除後の譲渡益8,000万円超の部分	6.0%		<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税非課税限度の引上げ 所得割の非課税基準額 31万円 → 32万円に引上げ 均等割の非課税基準額 15万円 → 16万円に引上げ ・肉用牛の売却に係る課税特例の期限延長 ・肉用牛の売却による農業所得の課税特例の適用期限を5年延長(平成18年度迄)する 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地等の譲渡益課税の特例の延長 ・長期譲渡所得の課税の特例制度(税率軽減の特例)を3年延長(平成16年度迄)する ・優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の特例の延長 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の特例措置を3年間延長する ・株式譲渡益課税の特別控除制度の創設(平成13.10.1施行) ・長期所有上場株式を譲渡した場合、100万円の特別控除の特例を創設する ・商品先物取引所得の申告分離課税制度の創設 ・商品先物取引による差益金について、他の所得と分離して4%の税率で課税する
	区 分	改正前	改正後															
特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分	4.0%	4.0%																
特別控除後の譲渡益4,000万円～6,000万円以下の部分	5.5%	5.5%																
特別控除後の譲渡益6,000万円～8,000万円以下の部分	6.0%																	
特別控除後の譲渡益8,000万円超の部分	6.0%																	
	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第37条の2の改正 (日本銀行法改正による) ・特定非営利活動促進法(NPO法) 同法により認証を受けた団体が法人格を有することの改正 (H10.12.1施行) 		<ul style="list-style-type: none"> ・特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税特例の創設 ・特定中小会社の株式を一定の要件の下で譲渡した場合、その譲渡所得を2分の1とする 特例の創設(エンジェル税制) 															
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・課税台帳等の電磁的記録による作成を可能とする改正 (条例第68条) ・高圧ガス保安協会が一定業務の用に供する家屋、償却資産に係る固定資産税の課税標準特例措置の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の負担水準算定基礎となる「前年度課税標準となるべき価格」の取扱を、従前との均衡を図るため、平成11年度は従来どおり行うことに伴い、地方税法附則第18条の4の規定を適用しない改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の負担調整措置 宅地、農地に係る固定資産税の負担水準の均衡化を促進する措置を平成9年度評価替えに引き続き実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置の創設 震災等の事由により住宅が滅失・損壊した場合、発生後2年度間に限り、住宅用地とみなして課税標準の特例措置の特例を創設する 														
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特別土地保有税関係の改正 (119条の11) ・土地区画整理事業等の施行により、使用収益停止の土地について税負担を求めない ・恒久的建物等の用に供する予定の土地に係る、徴収猶予及び納税義務免除制度の創設 ・取得価格の修正措置 (条例第119条の12) ・下落した土地に係る取得価格を簡易な方法により修正可能とした ・都市計画税関係 都市計画税課税標準特例措置の創設等(条例第122条) ・納税管理人制度についての条例改正(第22条、23条、52条、53条、111条の5・6、119条の2・3) ・納税者の便宜を図るための改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方たばこ(市たばこ)税率の引上げ(国税と地方税の割合改正) 千本当たり税率現行2,434円を2,668円に引上げ 千本当たり税率現行1,155円を1,266円に引上げ(旧3級品) ・都市計画税の負担水準算定基礎となる「前年度課税標準となるべき価格」の取扱を、従前との均衡を図るため、平成11年度は従来どおり行うことに伴い、地方税法附則第18条の4の規定を適用しない改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税の負担調整措置 についても、固定資産税と同様の措置とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税についても、固定資産税と同様の措置とする 														

4. 地方税の税率等の推移 - 13 -

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度												
市個人	<ul style="list-style-type: none"> 道府県民税としての配当割の創設(16年分～適用) 特定配当の支払いを受ける個人、税率は5% (16年1月1日から20年3月までは3%) 概ね3分の2を市町村に按分して交付 道府県民税としての株式等譲渡所得割の創設 (16年分から適用) 特定株式等譲渡の対価の支払いを受ける個人、税率は5% (16年1月1日から19年12月までは3%) 概ね3分の2を市町村に按分して交付 配偶者特別控除の上乗せ部分を廃止(17年度から適用) 所有期間が1年を超える特定株式等譲渡所得から100万円を控除する特例を廃止し、税率を16年度分から20年度分まで3%(道1%、市2%)の特例措置を講ずる 商品先物取引に係る雑所得に係る課税の特例について、有価証券先物に係る雑所得を加え、税率を5%(道1.6%、市3.4%)に引下げる 個人市民税の非課税限度額の引上げ 均等割非課税限度額 16万円 → 20万円 所得割非課税限度額 32万円 → 36万円 株式譲渡益課税の特例控除制度(100万円控除)の延長(平成17年12月31日まで) 長期譲渡所得の時限的措置として、平成10年1月1日12年12月31日までの譲渡に係る所得に対し税率の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者控除の廃止(18年度から適用) 公的年金控除の縮小、最低控除額を120万円に引下げる(18年度から適用) 均等割を全国一律3,000円とする(16年度から適用) 夫と家計を一とする妻(100万円超えの収入のある)の均等割非課税の措置を廃止(17年度から適用、17年度は2分の1) 住宅ローン減税の1年間延長 5年を超える保有期間の土地を譲渡したときの税率を5%に引き下げる 5年以内の保有期間の土地を譲渡したときの税率(所得税と住民税)を39%に引き下げる 公募型株式投資の譲渡益に係る税率(所得税、住民税)を10% 未上場株の譲渡益に係る税率(所得税、住民税)を20%に引き下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 住居用財産の買換えの譲渡損失繰越控除について 借入残高の要件を除外し適用期間を5年間延長 H16.1.1からH18.12.31において所有5年超え譲渡損失金額は3年間の繰越控除を認める 長期譲渡所得に係る100万円の特別控除の廃止 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等課税特例の対象となる特定株式譲渡期間の緩和 												
	法人	<ul style="list-style-type: none"> 政党又は政治団体について、収益事業を行わない限り均等割非課税とする 		<ul style="list-style-type: none"> 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる 											
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 15年度の評価替えに伴い調整措置を講ずる 宅地等 <table border="1" data-bbox="175 1108 526 1310"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担統制率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満のもの</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> 商業地等 負担水準が0.7を超えるとき、価格の10分の7を乗じた額を課税標準額とした場合の税額 住宅用地 負担水準が0.8以上の土地及び商業地等のうち、0.6以上0.7以下に係る前年度の税額 課税明細に負担水準を記載する 縦覧制度 新に「縦覧帳簿」を調整し納税義務者に提供 (他の土地、家屋との比較ができる) 縦覧期間は4月1日から、第1期の納期限まで 	負担水準の区分	負担統制率	0.4以上のもの	1.025	0.3以上0.4未満のもの	1.05	0.2以上0.3未満のもの	1.075	0.1以上0.2未満のもの	1.1	0.1未満のもの	1.15	<ul style="list-style-type: none"> 制限税率(標準税率の1.5倍)の廃止 商業地の課税標準額を市町村が独自に引下げる制度を創設 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の所有者以外の者が取り付け付帯設備に対して課税する固定資産税は、償却資産として取り付け付けた者を納税義務者とする
負担水準の区分	負担統制率														
0.4以上のもの	1.025														
0.3以上0.4未満のもの	1.05														
0.2以上0.3未満のもの	1.075														
0.1以上0.2未満のもの	1.1														
0.1未満のもの	1.15														
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税 統一様式とする 														
たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> 地方たばこ(市たばこ)税率の引上げ(15年7月1日から適用) 千本当たり税率現行2,668円を2,997円に引上げ 千本当たり税率現行1,266円を1,412円に引上げ(旧3級品) 地方たばこ税の手持課税を行う(15年7月1日適用) 		<ul style="list-style-type: none"> 市町村たばこ税道府県交付金の創設 特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置について延長の措置 												
その他	<ul style="list-style-type: none"> ゴルフ場利用税について18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者について非課税とする 特別土地保有税 当分の間、新たな課税をしない(審議会の廃止) 														

4. 地方税の税率等の推移 - 14 -

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
市 個 民 人 税	<ul style="list-style-type: none"> 個人の住民税における合計所得125万円以下の65歳以上の者の非課税措置の廃止 (経過措置により平成18年度は課税額の3分の2、平成19年度は課税額の3分の1を控除) 肉用牛の売却に係る事業所得の課税特例措置を平成21年まで延長 特定中小会社が発行した株式について、一定の要件の下で譲渡所得の金額を2分の1にする2年間の特例措置の延長 特定管理会社に係る譲渡所得等の課税の特例の新設 	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税における非課税限度額の引き下げ <ul style="list-style-type: none"> ○均等割非課税限度額 控除対象者の数に乗じる額を29万円から28万円に引下げ、控除対象者を有する場合は、18万円を17万円に引下げた額を加算した金額以下を非課税とする ○所得割非課税限度額 控除対象者に1を加えた数に35万円を乗じて得た金額に35万円を32万円に引き下げた金額以下には、所得割を課さない 税源移譲の改正 所得割の税率を3%・8%・10%を一律6%とする それに伴い個々の納税義務者の負担が増えないよう所得税と市民税の人的控除の差額に基づく負担調整措置(平成19年度住民税から) 地震保険料控除の創設(平成20年度住民税から) 条約適用利子等及び条約適用等に係る個人住民税の課税の特例 	<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等を譲渡した場合の株式に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例を1年延長する 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例を2年延長する 租税条約実施特例法に規定する条約適用配当等に係る市民税の課税の特例を1年延長する 外国の社会保障制度に対して支払った保険料について、社会保険料控除の対象となる特例措置の創設
	法人		
固 定 資 産 税	<ul style="list-style-type: none"> 「土地登記簿」「建物登記簿」を登記簿に統一 被災住宅用地において避難指示等解除後の特例措置の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用地の課税標準に係る特例措置の追加 文化財保護法に規定する家屋の敷地についても対象とする 耐震改修促進税制の創設 土地の負担調整措置の改正 宅地等に係る課税標準額の積算が負担調整率を乗じる方法から負担水準の一定割合まで、新評価額の5%を加た額とする 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄軌道用地のうち、複合的に利用されている土地の評価を、運送の用に供する施設と運送以外の用に供する施設の面積により案文し評価を行い、その両者を合算して評価額とする
軽自動車税			
たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> たばこ税の税率の改正(平成18年7月1日から適用) 千本当りの税率現行2,977円を3,298円に引上げ 千本当りの税率現行1,412円を1,564円に引上げ(旧3級品) 	
入湯税			
その他			

4. 地方税の税率等の推移 - 15 -

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市個人税	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付金税制の拡充 ・所得控除から税額控除に改め、上限を総所得の25%から30%に引上げ、適用下限額を10万円から5千円に引き下げる ・地方公共団体に対する寄付金(ふるさと寄付金)下限を5千円として、個人住民税所得割額の1割を限度として所得税とあわせて控除する ・寄付金控除の対象に所得税の寄付控除の対象となる寄付金のうち、国、政党寄付金を除いて、控除対象寄付金とする ・65歳以上の公的年金等の受給者からの個人住民税の特別徴収の導入(21年10月から) ・上場株式等に係る配当・譲渡所得の10%(所得税7%、市民税1.8%、道民税1.2%)を廃止し平成20年1月1日からは20%(所得税15%、市民税3%、道民税2%)とする。ただし譲渡所得500以下の部分については2年間10%の経過措置 ・平成21年1月1日以降に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、申告分離課税を選択することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の住宅ローン控除の適用者(平成21年から25年までに入居した者に限り)で、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額がある場合、個人住民税からその額を控除する ・平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における上場株式等に係る配当・譲渡所得等に対する税率を10%(所得税7%、市民税1.8%、道民1.2%)とする ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を平成26年度まで5年延長する 	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養控除の見直し(平成24年度以降適用) <ul style="list-style-type: none"> 1) 年少扶養控除(16歳未満の者)に係る扶養控除(33万円)を廃止 2) 特定扶養控除のうち、16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止する ・同居特別障害者加算の特例の改組(平成24年度以降適用) <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養親族又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円加算する ・生命保険料控除の改組(平成25年度以降適用) <ul style="list-style-type: none"> 介護保険料控除、一般生命保険料控除、個人年金保険控除(それぞれの適用限度額2.8万円)の合計適用限度額を7万円とする ・非課税口座の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入する(平成24年1月1日から)
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人でない社団又は財団で収益事業を行わない者については非課税とする。又、人格のない社団等、公共法人、公益法人等など資本金の額又は出資金の額を有しない法人について均等割を課す場合には、最低税率を適用する 	
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った住宅について、翌年度分の税額から3分の1(120㎡までを限度)を減額する制度の創設 ・旧民法34条に係る非課税対象既存施設については、改正後の取扱にかかわらず平成21年度から平成25年度までは非課税とする特例 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅について、新築5年度分(中高層耐火建築物にあっては7年度分)の課税から2分の1を減額(1戸あたり120㎡相当分までに限り)する ・医療関係者の養成所に係る教育用に供する固定資産税の非課税措置の拡充 ・社会医療法人が緊急医療等確保事業の用に供する非課税措置の創設 ・商業地等の宅地及び住宅用地の負担調整率の課税の特例を平成21年度から平成23年度まで延長する 	
軽自動車税			
たばこ税			<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ税の税率の改正(平成22年10月1日から適用) <ul style="list-style-type: none"> 千本当りの税率現行3,298円を4,618円に引上げ 千本当りの税率現行1,564円を2,190円に引上げ(旧3級品)。 ・手持ち品課税の実施
入湯税	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯税の税率の改正 <ul style="list-style-type: none"> 入湯税の課税免除に日帰り入浴客を加え、税率を100円から150円に平成21年4月1日から施行する 		
その他			

4. 地方税の税率等の推移 - 16 -

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市個人税	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に係る雑損控除の特例 1) 大震災で生じた住宅、家財等に係る損失金額について平成23年度個人住民税の課税から所得控除の適用を可能とする 2) 繰越適用期間を3年から5年に延長する 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例 住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失しても平成25年度分以降の住宅ローン控除の残存期間について税額控除の継続適用を可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年1月1日以降に支払われるべき退職金に係る退職所得について、勤続年数5年以下の法人の役員等の退職金について2分の1課税を廃止する 平成25年1月1日以降に支払われるべき退職金に係る退職所得について、10%税額控除を廃止する 東日本大震災の復興財源の確保のため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税の均等割の標準税率を500円引上げる(個人道民税も500円引き上げ) 均等割額 市民税 3,000円→3,500円 道民税 1,000円→1,500円 東日本大震災により居住できなくなった家屋と合せ、被災者が新規に住宅を取得した場合にも、住宅借入金等特別控除を適用する 東日本大震災により滅失した居住用財産の敷地の譲渡について、居住用財産の特例を7年間認める 	<ul style="list-style-type: none"> 復興特別所得税の課税に伴い、ふるさと寄附金税額控除のうち、所得税の2.1%分を住民税の税額控除から除く(H26.1.1施行) 認定子ども園等を設置している公益法人等から新たに認定子ども園を設置しようとする公益法人等への非課税財産の譲渡の特例を適用 当該事業の用に供さなくなった場合は、譲渡法人を譲渡した個人とみなして個人住民税の所得割を課す(H26.6.1以降の譲渡に適用) 住宅借入金等特別控除の適用期限をH29.12.31まで延長 消費税8%となった場合は、限度額を136,500円に拡充(東日本大震災の被災者に関しては消費税8%の有無にかかわらず拡充)(H27.1.1施行) 東日本大震災により滅失した居住用財産の譲渡期限は7年とされていたが、さらに、所有者が死亡した場合には、同居していた相続人に同様の特例を適用する(H26.1.1施行)
	法人		
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住宅用地に代わる土地を平成33年度末までに取得した場合には、当該土地のうち被災した住宅用地に相当する分について、取得後3年度分は住宅用地とみなす 	<ul style="list-style-type: none"> 新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間(H24～H25年度)延長 償却資産に係る、いわゆる「わがまち特例」を法律の上下限の範囲内で地方公共団体の条例で定める 土地の負担調整措置を3年間(H24～H26年度)延長。住宅用地の据置を経過措置の上、H26年度に廃止 特定移行一般社団(財団)法人が所有する幼稚園・図書館・博物館で一定の要件を満たすものは、非課税とする 土地に係る価額の下落修正の特例を3年間延長 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業の完了に伴い、仮換地に係る納税義務者の特例(使用者課税)を廃止(H25.4.1適用) 都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫の課税標準の特例(わがまち特例)を3分の2とする(H25.4.1から適用)
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 震災により滅失・損壊した自動車に代わり取得した自動車に係る平成23年度から平成25年度までの軽自動車税を非課税とする 		
たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> 法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴い道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する。(H25年度から) 道府県たばこ税 1,000本当 1,504円→ 860円 旧3級品 716円→ 411円 市町村たばこ税 1,000本当 4,618円→5,262円 旧3級品 2,190円→2,495円 	
入湯税			
その他		<ul style="list-style-type: none"> 「更正の請求」を行うことができる期間を1年から5年に延長する 	<ul style="list-style-type: none"> 延滞金・還付加算金に係る特例基準割合の定義を変更(商業手形の基準割引率⇒銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合とし、前年の12月15日までの財務大臣が告示する割合へ変更)(H26.1.1施行)

4. 地方税の税率等の推移 - 17 -

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市個人税	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除にかかる特定支出の見直し ・寄付金税額控除における特例控除額算出方法の見直し ・公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の課税特例の見直し ・東日本大震災に係る雑損控除等の災害関連支出対象期間の特例 ・生活に必要な資産の範囲拡充 ・雑損控除額の対象となる雑損失の金額の計算方法の見直し ・中小企業等協同組合の一部改正に伴う所要の措置 ・株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例 ・非居住者及び外国法人に対する課税原則の見直し ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税の特例控除限度額引上げ ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設 ・未成年者口座における払出し時の特別徴収 ・未成年者口座内上場株式等の譲渡所得の計算の特例 ・住宅ローン減税制度の適用期限の延長 ・所得税における国外転出時の譲渡所得課税の特例の創設に伴う個人住民税の課税標準の計算の特例 ・扶養控除等の適用における日本国外に居住する親族に係る書類の個人住民税の申告書への添付等義務化 ・非課税限度額制度の適用における日本国外に居住する親族に係る書類の提出等義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・三世同居に対応した住宅リフォームに係る特例の導入 ・セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設 ・空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の導入 ・個人の寄付税制の包括的な見直し (1)国立大学法人等への個人寄付に係る税額控除制度の導入 (2)公益法人等への個人寄付に係る税額控除制度の拡充
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割における資本金等の額の見直し ・欠損金の繰越控除制度の見直し ・中小企業者等に係る地方拠点強化税制の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地負担水準100%(経過措置終了による) ・東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域における土地及び家屋に係る固定資産税の課税免除措置等を1年延長(H26.4.1施行) ・新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長(H26.4.1施行) ・耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設(H26.4.1施行) ・国家戦略特区法に基づく中核事業のうち医療分野における収益性の低い研究開発の用に供する設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設(H26.4.1施行) ・公害防止施設・設備に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入(H26.4.1施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策勧告等を受けた空き家に係る住宅用地特例の廃止(H27.4.1施行) ・H26までの負担調整措置の仕組みを3年延長(H27.4.1施行) ・【地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)を導入した上で延長】(H27.4.1施行) <ul style="list-style-type: none"> ①都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設(家屋・償却資産)に係る課税標準の特例措置(2年延長)3/5 ②管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置(3年延長)1/2 ③新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置(2年延長)2/3 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置について、特例率を見直した上で2年延長 3/5→4/5に(H28.4.1施行) ・農地法に基づき、勧告を受けた遊休農地について、正常売買価格に乘じられている限界収益修正率(H27評価替え0.55)を乗じない評価方法に変更による課税強化を平成29年度から実施(H28.4.1施行) ・所有する全農地に農地中間管理事業のための賃借権等(設定期間10年以上)を新たに設定した農地について、固定資産税の課税標準の特例措置(最初の3年間価格の1/2)を創設(設定期間が15年以上の場合、課税標準を最初の5年間価格の1/2)(H28.4.1施行) ・新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長(H28.4.1施行) ・防犯上重要な道路における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設 2/3(H28.4.1施行) ・わがまち特例を導入した上で延長(H28.4.1施行) <ul style="list-style-type: none"> ①再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(2年延長)2/3 ②津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置(4年延長)1/2 ③認定誘導事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置(2年延長)4/5 ・中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画が認定された事業者が生産性を高めるため、新たに取得した機械装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設 平成29年度課税から3年間1/2(H28.7.1施行)
軽自動車税		<ul style="list-style-type: none"> ・新税率が採用される 	<ul style="list-style-type: none"> ・税制改正により「軽課・重課」の導入により、税率改正が行われる
たばこ税			<ul style="list-style-type: none"> ・5,262円/1,000本 旧3級品 2,925円/1,000本
入湯税			
その他			

4. 地方税の税率等の推移 - 18 -

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
市 民 税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除の上限額が段階的に引き下げ ・日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化 ・特定配当及び特定株式等譲渡所得の申告に係る文言整理と申告方法、賦課決定を明文化 ・配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(平成31年1月1日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税等の基準となる所得金額の引上げ ・所得制限の導入に伴う基礎控除の通減と廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅借入金等特別税額控除の拡充 ・ふるさと納税における寄付金税額控除の見直し ・非課税措置の追加(R3.1.1施行)
	法人		<ul style="list-style-type: none"> ・大企業等における電子申告の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子通信回線の故障等における所要の措置
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・居住用超高層建築物に係る固定資産税および不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し ・平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加(H29.4.1施行) ・企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設(H29.4.1施行) ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員5人以下)に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入(H29.4.1施行) ・緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を創設(H29.4.1施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例割合の基準変更 ・生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法に基づく、特定所有者不明土地を利用する地域福利推進事業による施設に係る土地・償却の固定・都計課税について、5年間2/3に軽減(適用:H31.6.1~H33.3.31) ・高規格堤防整備事業により移転補償を受けた建替家屋の所有者が事業後に再建した家屋の固定税額について、5年間住宅2/3・住宅以外1/3を減額(適用:H31.4.1~H34.3.31) 	
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車取得税におけるエコカー減税を見直し、2年間延長 ・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について重点化を図り、期間を延長(2年間) 		<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税のグリーン化特例の見直し(期間の延長等) ・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減や非課税等規定の整備 	
たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ・旧3級品 3,355円/1,000本 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造たばこ区分と加熱式たばこの創設、及び加熱式たばこの課税標準の見直し ・市たばこ税について、平成30年10月から4年間かけて1本当たり3円引上げる ・旧3級品たばこについて、平成31年3月31日まで経過措置として定められている税率を、平成31年9月30日まで延長する 		
入湯税				
その他				

4. 地方税の税率等の推移 - 19 -

区分		令和2年度		
市 民 税	個	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族に係る申告書等の改定 (R2.4.1施行) ・肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の延長 (R2.4.1施行) ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税特例の延長 (R2.4.1施行) ・ひとり親に係る非課税及び控除等の変更 (R3.1.1施行) ・払戻請求権における寄附金税額控除の拡充 (R3.1.1施行) ・新型コロナウイルス感染症における住宅借入金等特別税額控除の延長 (R3.1.1施行) ・長期譲渡所得に係る課税特例 (R3.1.1施行) 		
	法人			
固 定 資 産 税	資	<ul style="list-style-type: none"> ・現に所有している者の申告の制度化 (R2.4.1施行) ・使用者を所有者とみなす制度の拡大 (R2.4.1施行) ・再生可能エネルギー発電設備 (出力5,000kw以上の水力発電設備) に係る固定資産税の特例割合の改正【わがまち特例】 (R2.4.1施行) ・浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設【わがまち特例】 (R2.4.1施行) ・ローカル5Gの設備に係る固定資産税の特例措置の創設 (R2.4.1施行) ・農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る固定資産税の特例措置の創設 (R2.4.1施行) ・一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設 (R2.4.1施行) 		
	産	<p>【新型コロナウイルス関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性革命の実現に向けた中小事業者等の設備投資に係る固定資産税の特例措置の拡充【わがまち特例】 (R2.4.30施行) ・中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置 (R2.4.30施行／※R3年度課税のみ) 		
軽自動車税		<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の延長 (R2.4.30施行) 		
たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ税の課税免除手続きの簡素化 (R2.4.1施行) ・たばこ税の課税標準となる本数換算 (1グラム未満) の変更 (R2.10.1及びR3.10.1施行) 		
入湯税				
その他				

5. 網走市の採用税率の変遷 - 1 -

年度	個人市民税		法人市民税										
	所得割	均等割 (円)	法人税割 (%)	均 等 割 (円)									
平成 6年	標準	1,500	14.7	360万	210万	48万	18万	14.4万	4.8万				
平成 7年	標準	1,500	14.7	360万	210万	48万	18万	14.4万	4.8万				
平成 8年	標準	1,500	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 9年	標準	1,500	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 10年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 11年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 12年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 13年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 14年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 15年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 16年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 17年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 18年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 19年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 20年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 21年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 22年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 23年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 24年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 25年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 26年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 27年	標準	3,000	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 28年	標準	3,000	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 29年	標準	3,000	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 30年	標準	3,000	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
平成 31年	標準	3,000	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	
令和 2年	標準	3,000	8.4	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万	

5. 網走市の採用税率の変遷 -2-

税 率 年 度	固 定 資 産 税 (%)	たばこ税 (千円)	入湯税 (円)	都 市 計 画 税 (%)	付 記
平成 6 年	1.4		100	0.3	・軽自動車税は各年度標準税率適用 ・昭和60年度 たばこ消費税 従価割 14.5% 従量割千本につき 350円
平成 7 年	1.4	1,997円	100	0.3	
平成 8 年	1.4	千本当	100	0.3	
平成 9 年	1.4		100	0.3	
平成 10 年	1.4		100	0.3	
平成 11 年	1.4	2,434円	100	0.3	
平成 12 年	1.4	千本当	100	0.3	
平成 13 年	1.4		100	0.3	
平成 14 年	1.4	2,668円	100	0.3	
平成 15 年	1.4	千本当	100	0.3	
平成 16 年	1.4		100	0.3	・平成元年度 たばこ消費税がたばこ税に改正
平成 17 年	1.4		100	0.3	
平成 18 年	1.4	2,977円	100	0.3	
平成 19 年	1.4	千本当	100	0.3	
平成 20 年	1.4		100	0.3	
平成 21 年	1.4	3,298円	100	0.3	
平成 22 年	1.4	千本当	100	0.3	
平成 23 年	1.4		150	0.3	
平成 24 年	1.4		150	0.3	
平成 25 年	1.4	4,618円 千本当	150	0.3	
平成 26 年	1.4		150	0.3	・入湯税 平成23年4月1日から150円
平成 27 年	1.4		150	0.3	
平成 28 年	1.4	5,262円 千本当	150	0.3	
平成 29 年	1.4		150	0.3	
平成 30 年	1.4		150	0.3	
平成 31 年	1.4		150	0.3	
令和 2 年	1.4		150	0.3	※法人市民税の法人税割について、令和元年 10月事業開始以降は、税率8.4%

令和2年度

市 税 概 要

令和2年10月発行

発行：網走市企画総務部税務課

〒093-8555

網走市南6条東4丁目

(0152) 44-6111

<http://www.city.abashiri.hokkaido.jp>